

幕別町障がい者福祉計画

第3期幕別町障がい福祉計画



平成24年3月

幕 別 町

目 次

【基本事項】

第1章 計画策定の基本事項

1	計画策定の背景と趣旨	1
2	計画の位置づけ	1
3	計画の期間	2
4	計画の性格	2
5	計画策定体制及び策定後の進行管理	3
6	計画の基本理念	4

第2章 障がい者の現状

1	障がい者等の現状	
(1)	人口構造	5
(2)	障害者手帳保持者等の状況	6
(3)	身体障がい等の状況	7
(4)	知的障がいの状況	8
(5)	精神障がいの状況	9

【障がい者福祉計画】

第3章 施策の取組み

1	計画の施策目標	10
2	施策の体系	10
3	相談支援体制・情報提供の充実	11
4	ライフステージにあった支援体制の整備	14
5	サービス提供基盤の充実	16
6	保健・医療の充実	18
7	安全・安心な生活の確保	20
8	理解と交流の充実	23

【障がい福祉計画】

第4章 障害福祉サービスの見込み量と確保のための方策

1	地域生活や一般就労への移行を進める上での目標	26
2	指定障害福祉サービス及び指定相談支援の目標	29

【参考資料】	40
--------	----

○ 本計画における「障がい」の表記について

「障害」は、戦前は一般的には「障礙」と表記されていましたが、昭和22年に公布された当用漢字表に「礙」、「碍」（礙の俗字）がなくなったため、「害」の字が代わりに使用されるようになったとされています。

しかし、障害の「害」という漢字の表記は、「害悪」、「公害」など負のイメージがあることから、全国の都道府県や市町村で「害」を「がい」と表記する動きが広まっています。

本計画では、「障害者」という人を表す言葉は「障がいのある人」と表記し、「障害」は「障がい」と表記しています。ただし、法律名や法律等で使用されている用語、関係団体（施設）名などは「障害」と表記しています。

第1章 計画策定の基本事項

1 計画策定の背景と趣旨

国は、平成19年9月に、前年12月に国連総会で採択された「障害者の権利に関する条約」に署名しました。現在、条約への早期批准に向けて、平成23年6月に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が成立、さらに同年7月に「障害者基本法の一部を改正する法律」が成立し、障がいのある人の自立及び社会参加に対する虐待の防止、障がいの有無にかかわらず誰もが基本的人権を有するかけがえのない個人として尊重され、お互いに人格と個性を尊重し支えあう共生社会を目指した取組みを進めています。

福祉施策に関しては、長年続いていた措置制度に代わり、平成15年度から障がいのある人の主体性を尊重した支援費制度が導入され、利用者が自らサービスを選択・決定し、利用者とサービス事業者が対等な関係を確立するため、契約によりサービスを利用することになりました。また、平成18年度には「障害者自立支援法」が施行され、施設や事業を再編して、障がいの種別に関わらず、必要とするサービスを利用するための仕組みが一元化されました。

現在、国では障害保健福祉施策を全般的に見直しを行い、障害者総合福祉法（仮称）が平成25年8月までの施行を目指して、障がい福祉施策は大きな転換期を迎えています。

本町でも、国の動向や制度改正を受け、計画的な基盤整備を図り、障がいのある人が自立して生活ができるよう地域全体が支える体制の構築を目指すものとして、「第2期幕別町障がい福祉計画（旧計画）」の基本理念等を踏襲し、「幕別町障がい者福祉計画・第3期幕別町障がい福祉計画」を策定するものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法第9条第3項に基づく障がい福祉施策の取組みを基本理念としている「市町村障害者計画」と障害者自立支援法第88条に基づく国が定める自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本指針に即して策定する「市町村障害福祉計画」を一体的に策定しています。

なお、まちづくりの指針である「第5期幕別町総合計画」、地域福祉の指針である「幕別町地域福祉計画」や他の個別計画の整合性を図りながら策定しています。

【市町村障害者計画】～障害者基本法第9条第3項

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第4項の基本構想に即し、かつ、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

【障害福祉計画】～障害者自立支援法第88条

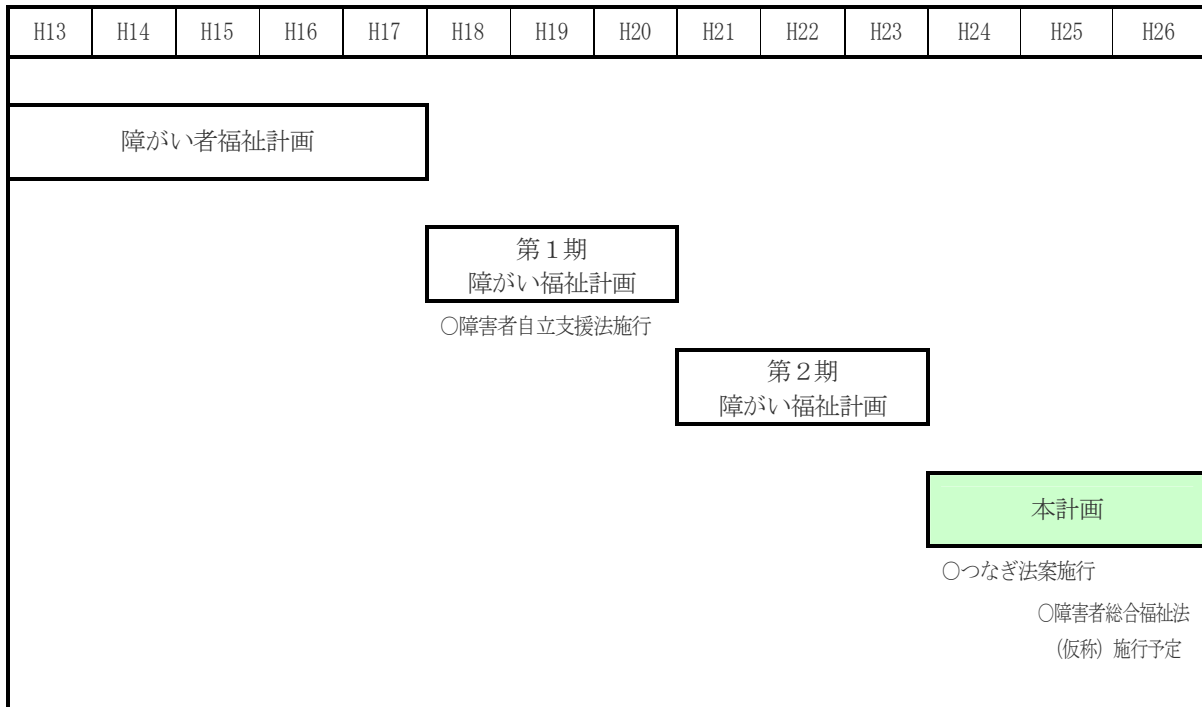
市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。（第1項）

市町村障害福祉計画は、障害者基本法第9条第3項に規定する市町村障害者計画、社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。（第4項）

3 計画の期間

本計画は、障害者自立支援法に基づく「市町村障害福祉計画」の計画期間と同様に、平成24年度（2012年度）を始期とし、平成26年度（2014年度）までの3ヵ年計画とします。

ただし、現在国で検討されている障害者総合福祉法（仮称）が平成25年8月までの施行を目指していることから、計画期間中に計画を見直しする可能性があります。



4 計画の性格

○ 障がい者福祉計画（障がい者計画）

すべての障がいのある人に対する障がい者福祉事業の全般にわたる計画として、障がいのある人が自立して普通に暮らせるまちづくり、地域に住む人が障がいの有無、老若男女を問わず、お互いに支えあうまちづくりを目指した計画として策定するものです。

○ 障がい福祉計画

国の規定による障がい福祉計画の策定に関する基本指針に基づき、年次ごとに障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業のサービスを提供するための基本的な考え方、地域生活や一般就労への移行、数値目標及び確保すべきサービス量・確保のための方策を定める計画です。

○ 障がい者福祉計画及び障がい福祉計画の一体的策定

両計画は、障がいのある人が自立して生活ができるよう地域全体が支えるまちづくりを理念として、また、連携して事業を行っていく必要があることなどから、整合性を図りつつ調和が保たれたものとして一体的に策定するものです。

5 計画策定体制及び策定後の進行管理

本計画は、地域の実情を十分に反映させるため、障がい者関係団体の代表や各種関係団体の代表、学識経験者、公募の町民をもって構成する「幕別町障害者福祉計画策定委員会」から答申を受け、策定したものです。

本計画の策定にあたって、障がいのある人の生活実態や支援施策に関する意見等を把握するため、障がいのある人（65歳未満の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療（精神通院）受給者証所持者）全員を対象にしたアンケート調査を行いました。

さらに、障がいのある人やその家族を含めた地域住民、福祉関係者の声を聴き取るため、「自立支援協議会」やパブリックコメント（意見公募）を活用し、その意見を踏まえています。

また、庁内職員に対して、アンケート調査の結果公表や障がい者施策についての総合的な協議、施策の検討、意見公募を実施しています。

なお、本計画を効率的・計画的に推進していくために、「幕別町障害者福祉計画策定委員会」で本計画の進捗状況等を定期的に把握していくとともに、次期計画策定に向けた検討を行っています。

【障害者自立支援法第88条第5項】

市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

【幕別町障害者福祉計画策定委員会条例第1条】

幕別町の障害者が可能な限り地域の中で、安心して暮らすことのできるまちづくりの指針となる幕別町障害者福祉計画の策定を行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する町長の附属機関として、幕別町障害者福祉計画策定委員会を置く。

6 計画の基本理念

障害者基本法で規定する基本的理念にあるとおり、障がいのある人がその有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、必要な支援を行うとともに、障がいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会を実現することが求められています。

また、幕別町地域福祉計画の基本理念を「地域でともに支えあう安らぎと温もりのあるまちづくり」と定めて、すべての住民がいつまでも住み慣れた地域で安心・安全に生活できる環境づくりや、地域の住民が互いに協力し支えあう地域社会を築くことを目標としています。

このことを踏まえて、当計画では、障がいのある人が自立して普通に暮らし、また地域に住む人が、障がいの有無や老若男女にかかわらず、自然に交わり、支えあうまちづくりを目指して、「自立・社会参加・共生」を基本理念とします。

『自立』

障がいのある人とその家族が、地域の中で自立して生活ができ、安心・安全に生活できるまちづくり

『社会参加』

障がいのある人が、地域の一員として社会参加をしていき、生きがいをもって地域社会に貢献できるまちづくり

『共生』

地域の住民が互いに協力し支えあい、障がいの有無にかかわらず、共に生きるあたたかみのあるまちづくり

第2章 障がい者等の現状と評価

1 障がい者等の現状

(1) 人口構造

平成23年3月31日現在での総人口は27,461人であり、近年の人口推移は横ばい傾向にあります。

また、年齢階層別の状況では、65歳以上の人口割合が増加している一方、0～17歳、18～39歳の人口割合が減少しています。

世帯数は毎年増加していますが、1世帯あたり人数は減少しています。

区 分	H18	H19	H20	H21	H22	H23
総人口	27,385人	27,445人	27,343人	27,364人	27,338人	27,461人
0～17歳	4,918人	4,904人	4,793人	4,761人	4,680人	4,672人
構成比率	18.0%	17.9%	17.5%	17.5%	17.1%	17.0%
18～39歳	6,722人	6,607人	6,449人	6,389人	6,275人	6,234人
構成比率	24.5%	24.1%	23.6%	23.3%	22.9%	22.7%
40歳～64歳	9,666人	9,660人	9,657人	9,612人	9,643人	9,682人
構成比率	35.3%	35.2%	35.3%	35.1%	35.3%	35.3%
65歳以上	6,079人	6,274人	6,444人	6,602人	6,740人	6,873人
構成比率	22.2%	22.8%	23.6%	24.1%	24.7%	25.0%
世帯数	10,847世帯	10,995世帯	11,118世帯	11,281世帯	11,398世帯	11,616世帯
1世帯あたり人数	2.52人	2.50人	2.46人	2.43人	2.40人	2.36人

資料：各年3月31日現在の住民基本台帳による人口・世帯数

(2) 障害者手帳保持者等の状況

平成23年の身体障害者手帳保持者は1,434人、療育手帳保持者（知的障がい）は204人、精神障害者保健福祉手帳保持者（精神障がい）は90人といずれの種別も増加しています。

特に、平成23年の精神障害者保健福祉手帳保持者が、平成18年と比べて1.84倍と増えています。

区 分	H18	H19	H20	H21	H22	H23
総人口	27,385人	27,445人	27,343人	27,364人	27,338人	27,461人
身体障害者手帳	1,203人	1,248人	1,289人	1,404人	1,421人	1,434人
人口割合	4.4%	4.5%	4.7%	5.1%	5.2%	5.2%
療育手帳	172人	177人	186人	187人	195人	204人
人口割合	0.6%	0.6%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%
精神障害者 保健福祉手帳	49人	62人	68人	82人	81人	90人
人口割合	0.2%	0.2%	0.2%	0.3%	0.3%	0.3%

資料：【身体・療育】各年3月31日現在の手帳保持者数～十勝総合振興局社会福祉課

【精神】各年3月31日現在の手帳保持者数～十勝総合振興局

(3) 身体障がい者等の状況

障がいの種別は、平成18年から平成23年にかけての人数の推移をみると、すべての種別が増加しています。構成比では、肢体不自由が全体の約60%を占めています。

障がいの等級別も、平成18年から平成23年にかけての人数の推移をみると、すべての種別が増加しています。構成比では、1級が一番多くなっています。

◎ 身体障がいの種別

区 分	H18	H19	H20	H21	H22	H23
身体障害者手帳	1,203人	1,248人	1,289人	1,404人	1,421人	1,434人
視覚障害	51人	56人	63人	66人	67人	64人
構成比	4.2%	4.5%	4.9%	4.7%	4.7%	4.5%
聴覚・平衡機能障害	146人	154人	156人	165人	164人	166人
構成比	12.1%	12.3%	12.1%	11.7%	11.6%	11.6%
音声・言語機能障害	1人	1人	0人	1人	1人	3人
構成比	0.1%	0.1%	0.0%	0.1%	0.1%	0.2%
肢体不自由	736人	751人	769人	835人	853人	858人
構成比	61.2%	60.2%	59.6%	59.5%	60.0%	59.8%
内部障害	269人	286人	301人	337人	336人	343人
構成比	22.4%	22.9%	23.4%	24.0%	23.6%	23.9%

資料：各年3月31日現在～十勝総合振興局社会福祉課

◎ 身体障がいの等級別

区 分	H18	H19	H20	H21	H22	H23
身体障害者手帳	1,203人	1,248人	1,289人	1,404人	1,421人	1,434人
1級	368人	379人	364人	414人	410人	413人
構成比	30.6%	30.4%	28.2%	29.5%	28.9%	28.8%
2級	207人	211人	219人	261人	258人	252人
構成比	17.2%	16.9%	17.0%	18.6%	18.2%	17.6%
3級	184人	188人	204人	205人	208人	215人
構成比	15.3%	15.1%	15.8%	14.6%	14.6%	15.0%
4級	257人	280人	310人	321人	332人	347人
構成比	21.4%	22.4%	24.1%	22.8%	23.4%	24.2%
5級	99人	103人	100人	105人	111人	104人
構成比	8.2%	8.2%	7.8%	7.5%	7.8%	7.2%
6級	88人	87人	92人	98人	102人	103人
構成比	7.3%	7.0%	7.1%	7.0%	7.2%	7.2%

資料：各年3月31日現在～十勝総合振興局社会福祉課

(4) 知的障がい状況

療育手帳の等級や年齢別は、平成18年から平成23年にかけての人数の推移をみると、すべての等級や年齢別で増加傾向にあります。構成比では、2級が全体の約60%を占めています。

区 分		H18	H19	H20	H21	H22	H23
療育手帳		172人	177人	186人	187人	195人	204人
A 判 定	18歳未満	8人	7人	13人	13人	13人	13人
	18歳以上	62人	64人	60人	62人	66人	69人
	計	70人	71人	73人	75人	79人	82人
	構成比	40.7%	40.1%	39.2%	40.1%	40.5%	40.2%
B 判 定	18歳未満	20人	21人	24人	20人	18人	23人
	18歳以上	82人	85人	89人	92人	98人	99人
	計	102人	106人	113人	112人	116人	122人
	構成比	59.3%	59.9%	60.8%	59.9%	59.5%	59.8%

資料：各年3月31日現在～十勝総合振興局社会福祉課

(5) 精神障がい状況

精神障がいの等級は、平成18年から平成23年にかけての人数の推移をみると、すべての等級で増加傾向にあります。構成比では、2級が全体の約60%を占めています。

医療機関での受療者数は、年々増加しています。構成比では、通院が一番多くなっています。

◎ 精神障がいの等級別

区 分	H18	H19	H20	H21	H22	H23
精神障害者 保健福祉手帳	49人	62人	68人	82人	81人	90人
1 級	6人	10人	10人	10人	9人	13人
構成比	12.3%	16.1%	14.7%	12.2%	11.1%	14.4%
2 級	35人	33人	37人	47人	50人	53人
構成比	71.4%	53.2%	54.4%	57.3%	61.7%	58.9%
3 級	8人	19人	21人	25人	22人	24人
構成比	16.3%	30.7%	30.9%	30.5%	27.2%	26.7%

資料：各年3月31日現在～十勝総合振興局

◎ 医療機関での受療者数

区 分	H17	H18	H19	H20	H21	H22
受療者数	509人	565人	604人	636人	675人	459人
入院	27人	44人	49人	50人	42人	31人
構成比	5.3%	7.8%	8.1%	7.9%	6.2%	6.8%
通院	279人	294人	302人	324人	354人	341人
構成比	54.8%	52.0%	50.0%	50.9%	52.5%	74.3%
過去に受診歴のある方	203人	227人	253人	262人	279人	87人
構成比	39.9%	40.2%	41.9%	41.2%	41.3%	19.0%

資料：各年12月31日現在～十勝総合振興局社会福祉課

※ 従前の集計の中でも、受給者証の返還手続きがなく、死亡や転出等をしている人も含まれていたことから、平成22年の集計において、受給者の身元を確認したうえでの集計となったため、対象者が減少した。

第3章 施策の取組み

1 計画の施策目標

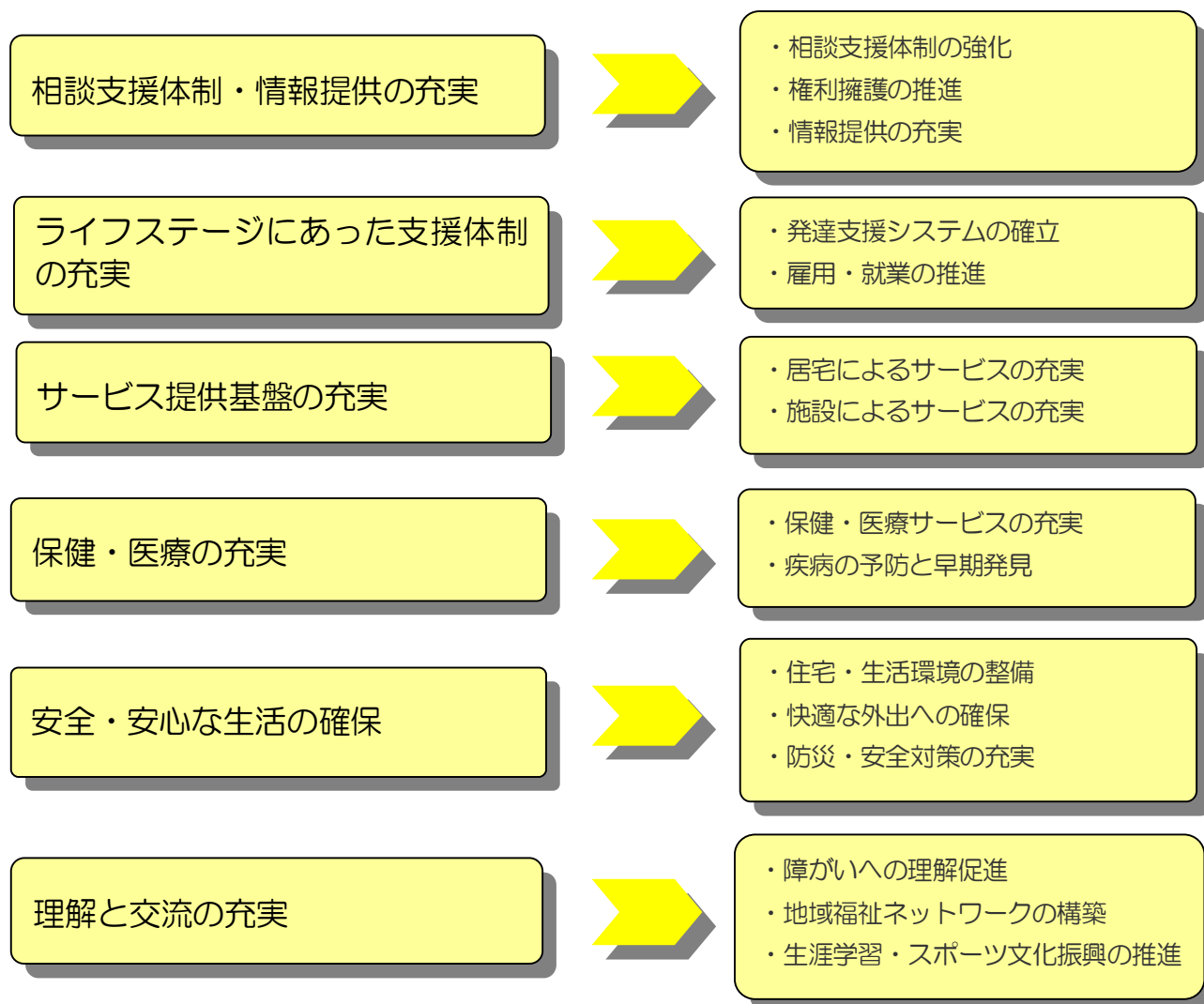
本計画の基本理念である『自立・社会参加・共生』を実現するため、次の6項目を施策目標とします。

- ① 相談支援体制・情報提供の充実
- ② ライフステージにあった支援体制の充実
- ③ サービス提供基盤の充実
- ④ 保健・医療の充実
- ⑤ 安全・安心な生活の確保
- ⑥ 理解と交流の充実

2 施策の体系

【施策目標】

【施策の方向】



3 相談支援体制・情報提供の充実

(1) 相談支援体制の強化

現状と課題

障がいのある人やその家族に対する相談窓口には、町担当窓口や町内の指定相談支援事業所2箇所があります。いずれも相談窓口として定着しつつありますが、アンケート調査結果をみると認知度はまだ十分ではありません。

また、障がいのある人の悩みや、必要とするニーズも複雑化・多様化し、それに対応しきれる相談支援体制基盤も十分ではありません。

このようなことから、平成24年度に実施される法律の中でも、相談支援の充実が求められ、今後、障がいのある人が生涯にわたって支援ができるよう、家族に対するケアを含めた継続性のある相談支援体制の強化が求められています。

施策の方向

事業名	事業内容
相談支援事業の充実	障がいのある人やその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言などを町福祉課や相談支援事業所で行ないます。また、精神保健福祉士などの専門的な職種をもった人を配置し、相談員の資質向上を図ります。
基幹相談支援センターの設置	地域における総合的な相談業務や成年後見制度利用の支援を図り、相談支援の中核的な役割を担う機関として、設置します。
相談員の設置	障がいのある人がさまざまな暮らしづらい問題を地域相談員（町内では2人配置）が相談を受けています。引き続き、相談員2人を配置します。
自立支援協議会の実施	障がいのある人が普通に暮らせる地域づくりを目的に、障がいに関わる関係者が地域で抱えるさまざまな課題を分かち合い、その課題解決に向けた話し合いの場を設置します。

(2) 権利擁護の推進

現状と課題

判断能力が充分ではない障がい者に対する虐待や詐欺行為が全国的に発生していることから、このような方々の生活を支えるため、権利擁護に関する制度や諸施策の充実が求められています。

権利擁護に関する制度の一つとして、成年後見制度の活用がありますが、アンケート調査結果をみると、認知度がかなり低い状況にあり、成年後見制度の利用促進を図る必要があります。

また、平成23年6月に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が成立し、平成24年10月に全面施行されることから、障がい者虐待などの権利侵害から守り、尊厳を保持しながら安定した生活を送ることができるよう、支援体制の整備、継続した支援が必要となっています。

施策の方向

事業名	事業内容
障がい者虐待防止体制の構築	障がい者の虐待を未然に防止するため、パネルの展示などを行い、普及啓発に努めます。障がい者虐待が起きた場合の相談窓口や関係機関との連携を図り、早期発見・早期解決に努めます。
成年後見制度利用支援事業の実施	判断能力が十分でない人の財産などの権利を守る制度であり、審判の請求費用、成年後見人の報酬等必要となる費用を負担することが困難である者に対して助成を行います。
日常生活自立支援事業の実施	社会福祉協議会で、知的・精神上的の障がい等により判断能力が十分でない人が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行います。

(3) 情報提供の充実

現状と課題

情報収集方法の多様化により、あらゆる情報が得られる環境にあります。アンケート調査の結果では「各種サービスや制度・医療機関などの情報提供を充実してほしい」という意見が多くあり、多分野で詳しい情報の提供が求められています。

町では、障がいのある人の暮らしに密着した福祉制度の周知を図るため、平成23年2月に「みんなのふくし」の発行や町のホームページなどで情報を発信していますが、今後、障がいのある人が福祉に関する情報を気軽に得られるよう、障がい者の特性に配慮した身近で多様な情報提供に努めるとともに、窓口で対応する職員の資質向上に努める必要があります。

施策の方向

事業名	事業内容
ユニバーサルデザインを用いた広報やホームページの作成	年齢や障がいに関係なく、あらゆる人が快適で正確な情報を伝えられるための配慮した文字や色を用いて、広報の作成を行ないます。また、ホームページでも、あらゆる人が快適に見ることができるよう、文字の拡大、色の変更、音声の読み上げ機能を導入します。
障がい福祉に関する説明会の開催	障がい福祉に関する諸制度の説明会、意見交換を出前講座の活用のほか、定期的な開催を行ないます。
「みんなのふくし」などの作成、配布	障がい福祉制度のガイドブックである「みんなのふくし」を障がいのある人などに配布します。今後、障がいのある人が利用できる社会資源のマップを作成し、配布します。
コミュニケーション支援事業の充実	コミュニケーション支援を必要とする聴覚障がいのある人に対する手話通訳者や要約筆記奉仕員の派遣体制の整備に努めます。また、聴覚障がいのある人に対する補装具や日常生活用具の給付について、日常生活を快適に暮らせるよう、個々のニーズに応じた品目などを拡充していきます。

4 ライフステージにあった支援体制の充実

(1) 発達支援システムの確立

現状と課題

平成17年4月に「発達障害者支援法」が施行され、全国的にも地域における発達支援の取組みが進められているところであります。

児童対象のアンケート調査結果では、発達支援についての自由記載が多く、町としても、発達支援の取組みが求められ、現在、町における発達支援システムを確立するための検討を進めているところであります。

発達支援システムの中に、乳幼児期から成人期までのライフステージまでの支援体制の構築を盛り込み、障がいのある子どもや保護者を含む家族のニーズに応じた一貫した支援を行える体制を整える必要があります。

施策の方向

事業名	事業内容
健康診査事業	妊婦や乳幼児の健診や各種相談指導を通して、障がいや発育・発達の遅れなどの早期発見、早期療育を促します。
保育所・幼稚園等巡回発達相談	集団生活場面における発達の遅れの「気づき」を促し、早期に相談に繋がるよう支援していきます。
発達支援センターの設置	障がいや発育・発達の遅れのある子やその家族、関係機関からの発達や療育に関わる相談や調整窓口として、発達支援センターを設置します。また、学齢期以前の幼児に対する療育活動の機能も兼ね備えます。
個別支援計画の作成	障がいや発育・発達の遅れのある子に合わせた適切かつ継続的な支援を提供するため、乳幼児期から成人期までのライフステージに関わる機関が個別支援計画を作成します。
自立支援協議会こども発達部会の設置	乳幼児期から成人期までのライフステージに携わる保健・医療・福祉・教育・就労の関係者で、発達支援に関する課題やその解決方法を検討していき、連携を図ります。
障がい児保育の実施	保育に欠け、かつ障がいのある子の健全な成長発達を促進するため、他の児童との集団保育を実施します。また、幼稚園においても、障がいのある子の就園の受入体制を整備します。
特別支援教育の推進	障がいや発達の遅れのある子のもつ能力や特性を最大限に伸ばし、それぞれの障がい及び教育的ニーズに応じた適切な教育環境の整備と支援体制を構築します。
放課後等デイサービスの充実	学校通学中の障がい児に対して、放課後や夏休みなどの長期期間中において、生活能力向上のための訓練などを継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後などの居場所を確保します。

(2) 雇用・就業の推進

現状と課題

障がいのある人の雇用に関する事業所アンケート結果では、障がい者雇用に理解を示す企業が増えつつありますが、一般就労したい障がいのある人を受け入れる企業数としては、まだ十分な状況にはなっていません。引き続き、町自立支援協議会就労支援部会での取り組みやハローワークなどと連携して就労に結びつく支援体制を作ることが必要であります。

一方、一般就労が困難な人や一般就労に結びつかない人に対して、作業訓練や福祉的就労などの受け皿が必要であり、就労の意欲や利用者個人のスキルアップを図ることも大切であります。

今後、町内に養護学校分校が設置されることに伴い、卒業後の就労先として、町内事業所での受入れ体制の拡充を図る必要があります。

施策の方向

事業名	事業内容
自立支援協議会就労支援部会の開催	一般就労のために必要な支援体制を整えるため、福祉・雇用・教育などの関係機関で組織する自立支援協議会就労支援部会で、地域の問題の掘り起こしとその解消に向けた検討を行ないます。
一般就労に向けたマネジメントの確立	一般就労を希望する人に対し、的確なアドバイスや企業側との調整などの必要な支援を行うため、相談支援事業者や障害者就業・生活支援センター・ハローワークなどの専門機関と連携を図ります。
福祉的就労の場の確保（就労移行支援、就労継続支援）	一般就労が困難な人に対して、障害福祉サービスの就労支援事業を活用し、就労に向けた支援を行います。引き続き、必要な支給量を確保するとともに、基盤整備に努めます。
職場体験事業の実施	町で行っている職場体験事業は、平成23年度から一般企業にも拡大し、実施しています。今後、職場体験事業に参加する人のニーズや特性に合わせた体験受入先を開拓していきます。
一般就労の受入先の開拓	町と養護学校で連携を図り、卒業後の就労先として、本人の希望や能力に適した受入先企業の開拓をしていきます。
自動車改造費助成事業の実施	就労などのため、重度の肢体障がいのある人が自らの自動車を改造にかかる費用を1人10万円を限度に助成します。
自動車運転免許取得費助成事業の実施	重度の肢体障がいのある人が普通自動車免許を取得する場合、その自動車免許の取得にかかる費用を1人10万円を限度に助成します。
生活福祉資金貸付制度の実施	低所得世帯などの経済的自立と生活意欲の助長促進を図る目的に、社会福祉協議会で資金の貸付を行なっています。

5 サービス提供基盤の充実

(1) 居宅でのサービスの充実

現状と課題

障がいのある人が地域で自立した生活を送るため、障害福祉サービスの充実に努めてきましたが、利用希望者の増加とニーズの多様化が見られます。

アンケート調査結果では、「自宅で家族と暮らしたい」という意見が多く、サービスの充実はもとより、介護をしている家族の一時的休息も必要と思われます。

また、地域別にみると、サービス事業所が札内地区に偏り、幕別地区・忠類地区には事業所がない状況にあることから、既存の介護保険サービス事業所との共生型利用も検討し、サービスの基盤整備に努める必要があります。

今後、サービス事業者などと連携して、障がいのある人やその家族のニーズを的確に把握し、計画的なサービス提供ができるよう、サービス基盤の整備を図ることも重要となります。

施策の方向

事業名	事業内容
訪問系サービスの確保（居宅介護、重度訪問介護）	障がいのある人の入浴・排せつ・食事の世話や、掃除・料理・洗濯などの家事を行います。引き続き、必要な支給量を確保するとともに、基盤整備に努めます。
日中活動系サービスの確保（生活介護、自立訓練）	日中に施設などで日常生活又は社会生活ができるよう、創作的活動や生産活動の機会を提供します。引き続き、必要な支給量を確保するとともに、基盤整備に努めます。
短期入所サービスの確保	自宅で介護する人が一時的休息などのために、障がいのある人が施設で短期間宿泊します。引き続き、必要な支給量を確保するとともに、基盤整備に努めます。
訪問入浴サービスの確保	自宅の浴室での入浴が困難な人に、簡易浴槽を持ち込んで、自宅での入浴サービスを提供します。引き続き、必要な支給量を確保するとともに、基盤整備に努めます。
日中一時支援事業の確保	障がいのある人が、家族の就労・病気・休息などにより介護ができないとき、日中の間、施設で見守りや日常的な訓練を行います。引き続き、必要な支給量を確保するとともに、基盤整備に努めます。
地域活動支援センター事業の確保	施設で創作的活動又は生産活動の提供、社会との交流等を行ないます。引き続き、必要な支給量を確保するとともに、基盤整備に努めます。
福祉用具の給付事業の充実	障がいのある人の自立生活を支援するために、身体的機能を補い、身辺の処理や移動などの日常生活を容易にする補装具、日常生活用具の給付等を行ないます。
交通費助成事業の実施・周知	障がいのある人が機能回復訓練や日常生活訓練を行なうための施設に通う交通費を助成し、周知に努めます。

(2) 施設によるサービスの充実

現状と課題

障害者自立支援法では、地域での生活を基本として、障がい者施設に入所している人や入院している精神障がいのある人の地域生活への移行を進めています。

町内では、現状、地域生活に移行をする受け皿となるグループホームやケアホームがなく、地域生活へ移行を希望する障がいのある人の受入れや地域で自立した生活を送るための施設整備等の充実が急務の課題となっています。

一方、地域で生活することが困難な障がいのある人に対しても、今までどおり広域的な利用を目的として整備された入所施設が必要とされています。

施策の方向

事業名	事業内容
グループホームやケアホーム、宿泊型生活体験施設の確保	障がいのある人が地域で自立した生活を送るための生活の場、体験できる場として、関係団体と連携しながら、新築又は既存建物の活用を視野に入れ、民間活力による居住場所の確保に努めます。
施設入所支援の確保	地域で生活することが困難な障がいのある人に対して、広域的な利用を目的とした入所施設の確保に努めます。

6 保健・医療の充実

(1) 保健・医療サービスの充実

現状と課題

障がいのある人に関する医療は、一般的な医療に加えて障がいそのものの軽減・除去を図るための医療制度や医療費助成制度があり、これらの制度は障がいの発生予防をはじめ、障がいの軽減・除去、健康の保持・増進に極めて大きな役割を果たしています。

また、近年の医療技術の進歩により、指定医療機関等の充実を図るなど、身体障がい者や難病患者が地域において保健医療サービスを安心して受けられる体制づくりが必要です。保健・医療・福祉が有機的な連携を図り、在宅での生活を支援していくことが課題となっています。

施策の方向

事業名	事業内容
医療費助成事業の実施・周知	自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院）の給付制度や重度心身障がい者医療費助成制度を実施し、周知に努めます。
交通費助成事業の実施・周知	じん臓機能障がい者交通費助成制度や特定疾患患者等通院交通費助成制度を実施、周知に努めます。
訪問リハビリ・訪問看護の確保	在宅療養者の身体機能の維持向上や医療的ケアを図るため、医療機関及び関係機関、施設等と連携し、訪問リハビリ・訪問看護の提供を確保します。

(2) 疾病の予防と早期発見

現状と課題

今日の精神的ストレスから生じる精神の障がいを抱える人が増えていることから、早期発見・適切な対応がとれる体制、また心の健康を保つための普及啓発が必要であります。

また、脳卒中、心臓病、がんなどの生活習慣病などの疾病が原因で、障がいをもつ人が増加していることから、メタボリックシンドロームの予防を目的とした特定健康診査及び特定保健指導を引き続き実施し、個人の心身状況の維持・増進をするための健康づくりに取り組むことが重要であります。

施策の方向

事業名	事業内容
心の健康を保つための啓発活動の実施	心の健康に関心を持ち、精神的ストレスによる精神の障がい、アルコールや薬物の害について正しく理解するとともに、不安や悩みを感じたときに早期に発見し、適切な対応がとれるように、情報技術の活用や講演会などでの正しい情報の提供に努め、心の健康を保つための啓発活動を進めます。
健康教育・栄養指導の実施	生活習慣病予防のための食生活、運動、その他保健予防に関する集団健康教育を行ないます。
健康相談の充実	身近なところで効果的な健康相談が受けられるよう、相談機会の拡充と内容の充実を図り、心身の健康についての正しい知識を普及するとともに、疾病の予防・早期発見、健康の保持・増進に努めます。
各種運動教室の充実	身体機能を維持し、転倒等による障がいになることを予防するため、健康教室等を通じた意識的に体を動かす機会の拡充を図るなど運動指導の充実を図ります。
各種健診の充実	生活習慣病を予防するため、各種健診の受診を勧奨し、要指導者・要観察者に対する事後指導の充実や、要医療者には医療機関への受診勧奨を行い、早期発見・早期治療に努めます。
巡回歯科保健指導事業の実施	通院による歯科治療を受けることが困難と思われる障がいのある人に対して、歯科疾患の予防、早期発見及び口腔機能の発達・維持を行い、歯科保健の向上を図ります。

7 安全・安心な生活の確保

(1) 住宅・生活環境の整備

現状と課題

障がいのある人が住み慣れた地域社会で安心した生活を送るためには、生活基盤である住宅が利用しやすい構造であることが重要です。近年、住宅メーカーなどでは、バリアフリーに配慮した住宅の研究・開発が進み、住宅の構造はかなり改善されています。

町において、公営住宅の建設にあたっては、手すりの設置や建物内外の段差解消、スロープの設置などにより、バリアフリーに配慮した住環境の整備に努めていますが、さらに障がいの種別に関係なく、誰もが使えることができるユニバーサルデザインを取り入れた住環境の整備が必要となっています。

個人住宅では、住宅改修などの実施により、障がいのある人や高齢者にとって住みよい住宅の確保への支援を行っていますが、適切な相談や支援が行えるよう、施策の充実が求められています。

また、冬期間における除雪対策の更なる充実も求められています。

施策の方向

事業名	事業内容
ユニバーサルデザインを取り入れた公営住宅の整備	日中活動できる場所の近くに、障がいの種別に関係なく、誰もが使いやすいユニバーサルデザインを取り入れた公営住宅を整備します。また、公営住宅の改修・建替えにあたっては、障がいのある人などに配慮した整備に努めます。
住宅改修費助成制度の実施	下肢などの障がいのある人が住む家に対して、手すりやスロープの設置、洋式便器の取替えなどの改修に係る費用を助成します。
住宅改修相談体制の充実	障がいの状況に応じた適切な住宅改修となるように、福祉住環境コーディネーターや介護支援専門員などの相談体制の充実を図ります。
障がい者世帯等に対する除排雪活動の推進	除排雪を自力又は家族などで行なうことが困難な障がいのある世帯などに対して、地域の支え合いなどによる除排雪活動の仕組みづくりを努めます。

(2) 快適な外出への確保

現状と課題

障がいのある人が住み慣れた地域の中で快適に生活できるように、公共的な建物や道路などの生活環境面のバリアフリー化を促進するとともに、障がいのある人の安全な暮らしの確保を図らなければなりません。

アンケート調査の結果では、「道路や建物の段差が大変」、「移動手段が少ない」、「障がい者に配慮した設備が不十分」という意見が多く、障がいのある人に配慮した建築物・道路・公園などを計画的、段階的に整備していくことが望まれています。

また、障がいのある人が地域社会へ積極的に参加していくため、公共交通機関の整備促進や安全な移動を確保する必要があります。

施策の方向

事業名	事業内容
福祉環境施設整備の促進	公共施設を対象に出入口、廊下、トイレ、駐車場など障がいのある人のニーズに応じた整備・改善に努めます。
歩行空間の整備	障がいのある人にとって、安全で快適な歩行空間を確保するため、歩道の拡幅整備、段差解消、点字誘導用ブロックの設置、階段のスロープ化に努めます。
交通安全施設の整備	音響式信号機や弱者感應式信号機の増設などを関係機関に要望します。
歩道の除雪体制の強化	歩道除雪対象路線の拡大に努めるほか、坂道には凍結防止剤や特殊舗装化に努めます。
移動支援事業の確保	障がいのある人が円滑な外出ができるよう、外出のための支援を行います。
同行援護サービスの確保	視覚障がいのある人に対して、ガイドヘルパーが同行し、外出先における移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等を行います。
行動援護のサービスの確保	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援を行います。
車両移送による移動手段の確保	車両移送による福祉有償運送事業、外出支援サービス事業の活用により、移動手段の確保に努めます。

(3) 防災・安全対策の充実

現状と課題

平成23年3月に東日本大地震の大きな災害が起きたことを契機に、防災への関心が高まり、障がいのある人が安心して日常生活を送るための総合的な防災対策を講じるとともに、災害時の救出・救護体制を確立する必要があります。

アンケート調査結果では、災害が発生した場合における不安として、「避難所での生活」、「避難先への移動手段」、「情報伝達」という意見が多く、避難先での生活の不安として、「医療の確保」、「プライバシーの保護」、「コミュニケーション」と挙げられています。

このことから、日頃からの防災対策を講じるとともに、障がいのある人に配慮した福祉避難所の整備や介護や医療の確保など、支援体制の充実を図らなければなりません。

また、障がいのある人の日常の安全を確保するため、緊急通報システムや聴覚障がい者専用ファクシミリの設置など、緊急時の情報伝達の充実を図ります。

施策の方向

事業名	事業内容
災害時要援護者の支援体制の整備	民生委員・児童委員や関係機関などにより、日頃から災害時における自力避難が困難な人の把握に努め、日常的な見守り体制や災害時における地域支援体制の整備に努めます。
福祉避難所の整備	障がいのある人や高齢者などに配慮した福祉避難所を整備し、災害時における避難生活の不安の解消を図ります。
緊急通報システム事業の推進	障がいのある世帯で、急病や事故などの緊急時に消防署や近隣の協力者に通報できる緊急通報システムの推進に努めます。
聴覚障がい者等専用ファクシミリの設置	聴覚や言語機能に障がいのある人からの災害通報や救急要請を受ける専用ファクシミリを消防署に設置し、即応体制の充実に努めます。

8 理解と交流の充実

(1) 障がいへの理解促進

現状と課題

障がいのある人の自立と社会参加の一層の促進を図るため、障がいのある人もない人も等しく生活できる地域社会を目指し、障がいのある人の人格と個性が尊重され、地域の中で自立した生活ができるまちづくりを推進することが重要です。

しかし、障がいのある人を取り巻く社会環境は、アンケート結果の中でも、多くの人が嫌な思いを経験したことがあると回答し、障がいに対する偏見や差別、行動の妨げになる施設の構造、情報の収集や発信手段の制限、社会参加の制限などさまざまな課題があります。

町は、これまで関係機関と連携を図りながら、広報啓発をはじめ、障がいのある人や関係団体を支援してきましたが、さらに障がいのある人や関係団体と連携を強化して、地域住民が障がいに対する理解を深めるとともに、障がいの有無にかかわらず、共に生きるあたたかみのあるまちづくりを推進していく必要があります。

施策の方向

事業名	事業内容
交流機会の拡充	社会福祉大会、ふれあい広場、ひまわり祭りなどの事業や、福祉施設を地域に開放して障がいのある人とない人が相互に交流し、理解を深める機会の充実に努めます。また、住み慣れた地域でのつながりを保つため、誰もが集える「サロン」などの交流機会の場の拡充に努めます。
啓発活動の推進	町や社会福祉協議会の広報による啓発活動を充実するとともに、パネル展の実施や新聞などのマスメディアの協力を得ながら障がいへの理解と啓発に努めます。
障がいへの理解教育の促進	障がいのある人に対する理解を深めるため、教育と福祉の連携により、乳幼児期から障がいのある人と身近に触れ合う機会を設け、互いに助け合う意識を育てます。
障がい者マークの周知徹底	車いすを利用している人を図案化した「国際シンボルマーク」をはじめ、各種障がい者マークを広く住民に知ってもらうため、公共施設の窓口に設置するなど、周知の徹底を図ります。

(2) 地域福祉ネットワークの構築

現状と課題

核家族化の進行により、住民間のつながりが希薄化するなど相互扶助機能の低下がいわれている中、地域のさまざまな問題に直面しながら、その対応に不安を抱えながら生活している障がいのある人も少なくありません。

共に支えあい、安心して暮らせるまちづくりを具現化するためには、行政だけでなく地域住民が主体的に対応し支えていくことが求められていることから、地域福祉を担う人材を発掘し、それらの人々に活躍してもらう環境づくりを進めていくとともに、地域福祉への関心を高める取組みが必要となっています。

施策の方向

事業名	事業内容
福祉向上における人材の育成と啓発活動	住民一人ひとりが地域福祉の担い手であるという意識を培うため、福祉教育や啓発活動の充実をはじめ、人材・組織の育成やマンパワーの確保に努めます。
ボランティア活動の育成・支援	明るく住みよい地域社会のまちづくりに活動している「ボランティアセンター」や「ボランティア連絡協議会」などの組織の育成と地域の福祉活動に参加するための多様な参加機会や情報提供などの必要な支援を行います。
地域福祉ネットワークの構築	障がいのある人のニーズに寄り添ったボランティア活動の発掘や情報が提供できるよう社会福祉協議会などとの連携を図りながら、家庭、地域、福祉団体、行政などが一体となった地域福祉ネットワークづくりを進めます。

(3) 生涯学習・スポーツ文化振興の推進

現状と課題

障がい者スポーツの役割は、障がいのある人の体力の維持、増進、残存能力の向上や、障がい者に対する理解を促すものとして行われてきています。

特に、スポーツはリハビリテーションの重要な方法として位置付けられ、身体的・精神的・社会的それぞれに優れた効果があるとされています。

文化・芸術活動においても、障がいのある人の個性や趣味を広げることにより、地域における交流活動の場として展開される効果をもたらします。

障がいのある人がそれぞれの障がいに応じたレクリエーションに親しめるように、指導員の養成や組織づくりなど障がい者スポーツや障がい者向けレクリエーションの普及、促進を図るための基盤整備を行なうとともに、地域で気軽に楽しむことができるように、参加する機会の拡充を図る必要があります。

施策の方向

事業名	事業内容
各種スポーツ大会の支援	障がい者スポーツ大会など各種大会に選手を派遣するなど、障がい者スポーツの普及と振興に努めます。
指導員の養成と施設の改善・整備	障がいの特性に応じたスポーツ技術やルールなどの開発・研究を行い、気軽にスポーツを楽しめることができるよう、指導員の養成や関連施設の整備改善に努めます。
芸術祭や展覧会などの開催促進と環境づくり	レクリエーションや文化活動を関係団体と連携しながら支援するとともに、参加する機会の拡充に努め、障がいのある人自らが創作した芸術作品などを発表できる機会を作ります。

第4章 障害福祉サービスの見込み量と確保のための方策

1 地域生活や一般就労への移行を進める上での目標

(1) 施設入所者の地域生活への移行

現状と課題

国は、障害者自立支援法の施行により、障がいのある人の自立支援の観点から、施設入所から地域生活へ移行希望に対して、基盤の整備に努めてきました。

しかし、北海道では、障害者自立支援法以前から入所施設が多く、障がいのある人が地域で暮らせる社会の実現には、グループホームなどの住まいを基本とする基盤整備が不十分な状況にあります。

また、町においても、町内にグループホームなどの住まいがなく、入所施設と同じ市町村のグループホームなどに頼らざるをえない状況にあります。

今後は、施設に入所している人のニーズに応じて、町内にもグループホームなどの住まいの整備の必要があります。

目標値設定

北海道による目標値の基本指針では、第1期障がい福祉計画の作成時点である平成17年10月1日現在の入所者数の3割以上の人々が平成26年度末までに地域生活に移行するとともに、平成26年度末時点の施設入所者数が平成17年10月1日現在の入所者から18%以上減少することを目標としています。

町においても、北海道の基本指針をもとに、今までの実績や施設入所者の意向を踏まえて、数値目標を設定します。

区分	数値	備考
平成17年10月1日現在の施設入所者数（A）	72人	本計画の基準日の関係上、平成17年10月1日現在の人数となっていますが、旧忠類村との合併前のため、忠類地区での入所者8人を除いた数となっています。
平成27年3月31日現在の施設入所者数（B）	63人	
【目標値】減少見込数（A－B）	9人	
【目標値】地域生活移行者数	23人	「地域生活移行者数」は、平成17年10月1日の施設入所者のうち、本人の希望により、当町に帰来又は他市町村のグループホームなどに入居した人数を表しています。

(2) 入院中の精神障がい者の地域生活への移行

現状と課題

入院中の精神障がいのある人のうち、地域の受け皿づくりや退院促進支援を進めることにより、退院可能な精神障がいのある人に対して、地域生活への移行を支援する取組みを充実させ、いわゆる社会的入院の解消を目指す必要があります。

目標値設定

第2期障がい福祉計画上では、平成23年度末までに受入れ条件が整えば、退院可能な精神障がいのある人（以下「退院可能な精神障がい者」という。）が全て退院することを目指しており、平成21年6月30日現在において目標値を達成している状況です。

国の基本指針における第3期障がい福祉計画の考え方では、退院可能な精神障がい者の定義が抽象的であったため、目標値の設定は定めないこととなりましたが、引き続き、精神障がい者の退院や地域定着の促進の観点から、地域移行を進めるための受け皿や相談支援の充実を図ります。

区分	数値	備考
平成18年6月30日現在の 退院可能な精神障がい者数	6人	
平成21年6月30日現在の 退院可能な精神障がい者数	0人	
平成21年6月30日現在までに 減少した数	6人	
【目標値】 平成23年度末までに減少を目指す数	6人	

(3) 福祉施設利用者の一般就労への移行

現状と課題

福祉施設利用者の一般就労への移行は、道内では低調な数値である一方、町では、職場体験事業の実施により、着実に増えている状況にあります。

今後も引き続き、職場体験事業の受入先の確保・充実、一般企業における障がい者雇用の理解を図り、一般就労に結びつけるような体制の強化を図る必要があります。

目標値設定

北海道では、平成26年度までに福祉施設利用者の一般就労への移行者数を平成17年度の一般就労移行者の4倍以上を基本にすることを目標としています。

町では、就労移行支援事業や就労継続支援事業、職場体験事業を通じて、更なる障がいのある人の一般就労への移行を目指すため、平成22年度末までの一般就労移行者の2倍を目標といたします。

区分	数値	備考
平成17年度の一般就労移行者	0人	
平成22年度末までの一般就労移行者	6人	平成19年度～2人 平成20年度～2人 平成22年度～2人
【目標値】 平成26年度末までの一般就労移行者	12人	

2 指定障害福祉サービス及び指定相談支援の目標

(1) 訪問系サービス

現状と課題

障がいのある人が日常生活を安心して送れるよう、家事援助や身体介護などを行なう訪問系サービス体制の充実を図る必要があります。

特に、重度の障がいのある人に対して利用することができる「重度訪問介護」の利用や平成23年10月から新たにサービスと加えられた視覚障がいのある人に対する外出先における移動支援としての「同行援護」の利用の促進を図り、サービス必要量に対して確保することができるように努めます。

目標値設定

訪問系サービスには、居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障害者等包括支援があります。

訪問系サービスは、重度の障がいのある人が自立した生活を送るために必要なサービスを提供するため、平成22年度から急激にサービス量が増加しています。今後も引き続き、重度の障がいのある人が自立した生活を送ることができるよう、過去の実績の推移を見ながら、サービス量を見込んでいます。

【第2期計画における利用時間の達成率】（1月あたり）

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度
目標値	349時間	384時間	423時間
実績値	363時間	578時間	882時間
達成率	104.0%	150.5%	208.5%

【第3期計画における必要量の見込】（1月あたり）

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用者数	35人	40人	45人
利用時間数	1,080時間	1,230時間	1,380時間

(2) 日中活動系サービス

現状と課題

障がいのある人が地域社会で生活できるよう、生活介護や就労継続支援などの事業を展開し、生きがいをもった生活が送られるよう基盤体制の充実を図る必要があります。

町内でも、近年、新規事業者の参入に伴い、日中活動ができる場を確保しつつありますが、引き続き、新規事業者の掘り起こしや既存の介護保険サービス事業所との共生型利用も視野に入れたサービスの基盤を整備に努める必要があります。

目標値設定

日中活動系サービスには、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、療養介護、短期入所があります。

生活介護、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援B型は、新規事業者の参入に伴い、利用実績は目標値より大きく上回っていますが、他のサービスは、サービス事業所が少ない状況にあります。

今後は、入所施設の新体系移行に伴い、日中提供するサービスとして、生活介護の利用が増えることが予測されます。また、就労継続支援A型は、平成23年に帯広市で新規事業者の参入があったことから、利用者の増加が見込まれます。

このことを踏まえて、過去の実績の推移を見ながら、サービス量を見込んでいます。

【第2期計画における利用量の達成率】（1月あたり）

区分		平成21年度	平成22年度	平成23年度
生活介護	目標値	延べ 149人	延べ 163人	延べ 180人
	実績値	延べ 410人	延べ 442人	延べ 642人
	達成率	275.2%	271.2%	356.7%
自立訓練 （機能訓練）	目標値	延べ 22人	延べ 22人	延べ 44人
	実績値	延べ 0人	延べ 14人	延べ 22人
	達成率	0.0%	63.6%	50.0%
自立訓練 （生活訓練）	目標値	延べ 22人	延べ 22人	延べ 44人
	実績値	延べ 35人	延べ 69人	延べ 96人
	達成率	159.1%	313.6%	218.2%
就労移行支援	目標値	延べ 44人	延べ 53人	延べ 68人
	実績値	延べ 92人	延べ 106人	延べ 126人
	達成率	209.1%	200.0%	185.3%
就労継続支援A型	目標値	延べ 22人	延べ 22人	延べ 44人
	実績値	延べ 9人	延べ 5人	延べ 12人
	達成率	40.9%	22.7%	27.3%
就労継続支援B型	目標値	延べ 348人	延べ 418人	延べ 543人
	実績値	延べ 448人	延べ 606人	延べ 783人
	達成率	128.7%	145.0%	144.2%
療養介護	目標値	1人	1人	2人
	実績値	1人	1人	1人
	達成率	100.0%	100.0%	50.0%
短期入所	目標値	延べ 11人	延べ 12人	延べ 14人
	実績値	延べ 0人	延べ 2人	延べ 0人
	達成率	0.0%	16.7%	0.0%

【第3期計画における必要量の見込】（1月あたり）

区分		平成24年度	平成25年度	平成26年度
生活介護	利用者数	82人	85人	88人
	利用量	延べ1,586人	延べ1,606人	延べ1,636人
自立訓練 （機能訓練）	利用者数	1人	1人	1人
	利用量	延べ 22人	延べ 22人	延べ 22人
自立訓練 （生活訓練）	利用者数	6人	6人	6人
	利用量	延べ 84人	延べ 84人	延べ 84人
就労移行支援	利用者数	10人	11人	12人
	利用量	延べ 204人	延べ 224人	延べ 244人
就労継続支援A型	利用者数	4人	7人	10人
	利用量	延べ 88人	延べ 154人	延べ 220人
就労継続支援B型	利用者数	54人	55人	57人
	利用量	延べ1,037人	延べ1,072人	延べ1,142人
療養介護	利用者数	5人	5人	5人
短期入所	利用者数	3人	3人	3人
	利用量	延べ 6人	延べ 6人	延べ 6人

(3) 居住系サービス

現状と課題

地域生活への移行のためには、居住の場の拡大が必要であり、このため、共同生活援助（グループホーム）、共同生活介護（ケアホーム）の充実を図るとともに、自立訓練事業などの推進により、施設入所・入院から地域生活への移行を進める必要があります。

また、障がいのある人やその家族の高齢化に伴う、いわゆる「親なき後」の課題に対応すべく、町内にグループホームやケアホームの居住の場を確保していくことが求められています。

目標値設定

共同生活援助（グループホーム）、共同生活介護（ケアホーム）は、施設入所・入院から地域生活への移行が進み、利用実績は目標どおりとなっていますが、施設入所支援は、入所施設の新体系への移行が緩やかであることから、利用実績が目標値より大きく下回っています。

施設入所支援は、平成24年4月1日をもって全ての入所施設が新体系に移行するため、平成24年度は急激にサービス量の増加が見込まれます。

また、地域生活への移行するための受け皿及び自立した生活を送るための居住の場として、町内に共同生活援助（グループホーム）、共同生活介護（ケアホーム）の整備を見込み、過去の実績の推移を見ながら、サービス量を見込んでいます。

【第2期計画における利用者数の達成率】（1月あたり）

区分		平成21年度	平成22年度	平成23年度
共同生活援助 共同生活介護	目標値	25人	30人	36人
	実績値	32人	35人	36人
	達成率	128.0%	116.7%	100.0%
施設入所支援	目標値	49人	51人	58人
	実績値	17人	16人	25人
	達成率	34.7%	31.4%	43.1%

【第3期計画における必要量の見込】（1月あたり）

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
共同生活援助 共同生活介護	42人	42人	51人
施設入所支援	63人	63人	63人

(4) 指定相談支援（サービス利用計画作成）

現状と課題

従前の指定相談支援（サービス利用計画作成）は、自らサービス調整が困難な単身者や計画的なプログラムに基づく支援が必要と認められる人に対して、サービス利用計画を作成するものであったため、利用対象者が少ない状況にありました。

このたびの制度改正により、障害福祉サービスを利用している人や施設入所・入院から地域生活に移行する人に対して、指定相談支援が必要となります。

このことから、指定相談支援のサービス量を確保するための相談支援を行う指定相談支援事業者の基盤強化、相談支援従事者の養成が必要となります。

目標値設定

計画相談支援は、従前の指定相談支援を受けている人は毎月、施設入所者は1年に1回、その他の人は半年に1回の利用が標準となっています。

国では、利用対象者を平成24年度から3年間で段階的に拡大することとしています。町では利用対象者全ての人が利用できるようサービス量を見込んでいます。

地域移行支援、地域定着支援は、施設入所・入院から地域生活へ移行する人や家族との同居から一人暮らしに移行する人に対しての相談支援であり、利用対象者が利用できるサービス量を見込んでいます。

【第2期計画における利用実績】（1月あたり）

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度
指定相談支援 （サービス利用計画作成）	2人	9人	11人

【第3期計画における必要量の見込】（1月あたり）

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
計画相談支援 （サービス利用計画作成）	38人	40人	52人
地域移行支援	1人	1人	1人
地域定着支援	1人	1人	1人

(5) 地域生活支援事業

現状と課題

地域生活支援事業のサービス提供は、利用者のニーズや地域の特性を十分考慮しながら、地域の社会資源を最大限活用できるようにすることが必要であります。

また、障がいのある人が利用しやすい事業の実施を図るため、利用に係る自己負担は町独自の負担軽減策を今後も継続して実施し、利用しやすい地域生活支援事業を提供していきます。

目標値設定

① 相談支援事業

現在、町内で相談支援事業を行なうことができる事業所数は2箇所ですが、どちらも札内地区に設置されています。

札内地区は、相談支援事業所での相談のほか、札内福祉センターでの相談窓口を引き続き実施します。幕別地区や忠類地区は、町職員が対応し、相談支援研修の受講などにより、資質の向上を図り、各種相談の対応や関係機関との連携により、必要な援助を確保できるよう努めます。

また、専門的能力を有する職員を配置することにより、専門的な相談支援を要する困難ケース等に対応できるよう体制の整備に努めます。

【第2期計画における利用実績】（年度末時点）

区分		平成21年度	平成22年度	平成23年度
相談支援事業	目標値	2箇所	2箇所	2箇所
	実績値	1箇所	1箇所	2箇所
	達成率	50.0%	50.0%	100.0%

【第3期計画における必要量の見込】（1月あたり）

区分		平成24年度	平成25年度	平成26年度
相談支援事業	目標値	2箇所	2箇所	2箇所

② コミュニケーション支援事業

聴覚、言語機能、音声機能などの障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人に、手話通訳者派遣と要約筆記者派遣を行なっています。

コミュニケーション支援事業の周知・徹底を図るとともに、手話通訳者や要約筆記者は、民間団体の活用によるサービスの確保を図ります。

【第2期計画における利用実績】（1年あたり）

区分		平成21年度	平成22年度	平成23年度
コミュニケーション支援事業	目標値	3人	4人	4人
	実績値	3人	3人	3人
	達成率	100.0%	75.0%	75.0%

【第3期計画における必要量の見込】（1年あたり）

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
コミュニケーション支援事業	3人	3人	3人

③ 日常生活用具給付等事業

障がいのある人が日々の生活を送れるよう、必要な生活用具の給付又は貸与します。

「みんなのふくし」や町のホームページ、障がい者団体などを通じて、事業内容の周知を図るとともに、生活用具の利便性や操作性など十分に検討しながら支給品目の見直しをしていきます。

【第2期計画における利用実績】（1年あたり）

区分		平成21年度	平成22年度	平成23年度
介護・訓練支援用具	目標値	2件	2件	2件
	実績値	3件	2件	6件
	達成率	150.0%	100.0%	300.0%
自立生活支援用具	目標値	6件	7件	8件
	実績値	9件	9件	14件
	達成率	150.0%	128.6%	175.0%
在宅療養等支援用具	目標値	3件	4件	4件
	実績値	8件	9件	4件
	達成率	266.7%	225.0%	100.0%
情報・意思疎通支援用具	目標値	5件	6件	6件
	実績値	2件	4件	0件
	達成率	40.0%	66.7%	0.0%
排泄管理支援用具	目標値	541件	595件	654件
	実績値	530件	506件	372件
	達成率	98.0%	85.0%	56.9%
居住生活動作補助用具 （住宅改修）	目標値	2件	2件	3件
	実績値	6件	0件	4件
	達成率	300.0%	0.0%	133.3%

【第3期計画における必要量の見込】（1年あたり）

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
介護・訓練支援用具	4件	4件	4件
自立生活支援用具	10件	10件	10件
在宅療養等支援用具	8件	8件	8件
情報・意思疎通支援用具	3件	3件	3件
排泄管理支援用具	500件	500件	500件
居住生活動作補助用具 （住宅改修）	3件	3件	3件

④ 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある人に、外出のための支援を行うことにより、地域で自立した生活及び社会参加を促します。

利用者のニーズに柔軟な対応ができるよう、サービスの確保を図ります。

【第2期計画における利用実績】（1年あたり）

区分		平成21年度		平成22年度		平成23年度	
		利用人数	利用時間	利用人数	利用時間	利用人数	利用時間
移動支援事業	目標値	25人	1,100時間	27人	1,188時間	30人	1,320時間
	実績値	12人	1,267時間	14人	1,094時間	20人	1,122時間
	達成率	48.0%	115.2%	51.9%	92.1%	66.7%	85.0%

【第3期計画における必要量の見込】（1年あたり）

区分		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
		利用人数	利用時間	利用人数	利用時間	利用人数	利用時間
移動支援事業		25人	1,100時間	27人	1,188時間	30人	1,320時間

⑤ 地域活動支援センター事業

町内では、地域活動支援センター「ひまわりの家」が創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の場として、地域活動支援センター事業を行なっています。

また、他市町村の広域利用を行ない、障がいのある人のニーズにあった地域活動支援センターを利用することが可能となっています。

今後は、関係機関との支援体制を整え、広く情報提供を行うことにより、利用の促進を図ります。

【第2期計画における利用実績】（1月あたり）

区分		平成21年度		平成22年度		平成23年度	
		事業所数	利用人数	事業所数	利用人数	事業所数	利用人数
地域活動支援 センター事業	目標値	1箇所	5人	1箇所	7人	1箇所	10人
	実績値	1箇所	4人	1箇所	4人	1箇所	4人
	達成率	100.0%	80.0%	100.0%	57.1%	100.0%	40.0%
(他市町村分)	実績値	11箇所	31人	9箇所	26人	8箇所	18人

【第3期計画における必要量の見込】（1月あたり）

区分		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
		事業所数	利用人数	事業所数	利用人数	事業所数	利用人数
地域活動支援センター事業		1箇所	6人	1箇所	7人	1箇所	10人
(他市町村分)		9箇所	20人	9箇所	20人	9箇所	20人

⑥ その他の事業

市町村が選択するその他の地域生活支援事業として、訪問入浴サービス事業、日中一時支援事業を実施します。

訪問入浴サービス事業は、在宅の重度障がいのある人に対し、簡易浴槽を持ち込んで、自宅での入浴サービスを行います。近年、在宅で生活している重度障がいのある人が増え、またサービス事業所が近隣市町村に新設されたことから、利用日数が増えるものと見込まれます。今後、利用者の意向を把握しながら、サービスの提供に努めます。

日中一時支援事業は、障がいのある人の日中における活動の場を確保し、日常介護している家族の一時的な負担軽減を図っています。日中一時支援事業も、近年、サービス事業所が新設されたことにより、利用人数や利用日数が増えてきていますが、平成24年度から開始される放課後等デイサービス事業の移行により、一時的に利用人数や利用日数は減るものと見込まれます。今後、日中一時支援事業の供給量の確保のために、事業所などの連携により、見込量の確保に努めます。

【第2期計画における利用実績】（1月あたり）

区分		平成21年度		平成22年度		平成23年度	
		利用人数	利用日数	利用人数	利用日数	利用人数	利用日数
訪問入浴サービス	実績値	3人	132日	3人	96日	3人	164日
日中一時支援事業	実績値	36人	3,129日	40人	4,024日	41人	4,850日

【第3期計画における必要量の見込】（1月あたり）

区分		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
		利用人数	利用日数	利用人数	利用日数	利用人数	利用日数
訪問入浴サービス		3人	208日	3人	208日	3人	208日
日中一時支援事業		32人	4,416日	35人	4,830日	40人	5,520日

1 幕別町障がい者福祉計画策定委員名簿

(委員10名)

区 分	氏 名	各種機関・団体等
委員長	清 水 雅	社会福祉法人 幕別町社会福祉協議会
職務代理者	景 山 倫 照	幕別町医師会
委 員	宮 澤 恵 子	幕別町教育委員
	佐 藤 恵 子	知的障害者相談員
	土 谷 進	身体障害者相談員 身体障害者福祉協会幕別分会
	豊 田 末 友	身体障害者福祉協会幕別分会忠類支部
	印 牧 洋 子	人権擁護委員
	堀 浩 子	町民公募委員
	吉 藤 三規男	町民公募委員
	村 上 敏 克	町民公募委員

2 幕別町障がい者福祉計画策定委員会への諮問

幕 福 祉 第 278 号
平成 23 年 3 月 17 日

幕別町障がい者福祉計画策定委員会
委員長 清 水 雅 様

幕別町長 岡 田 和 夫

諮 問 書

幕別町障がい者福祉計画・第3期幕別町障がい福祉計画の策定について、幕別町障害者福祉計画策定委員会条例の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

3 幕別町障がい者福祉計画策定委員会の答申

平成24年 3 月 5 日

幕別町長 岡 田 和 夫 様

幕別町障がい者福祉計画策定委員会
委員長 清 水 雅

答 申 書

平成23年 3 月17日付幕福祉第278号で当委員会に諮問された幕別町障がい者福祉計画・第3期幕別町障がい福祉計画の策定について、慎重に審議した結果、別添のとおりまとめましたので、ここに答申します。

4 幕別町障がい者福祉計画策定委員会の協議経過

○ 平成22年度

- 第1回（平成23年3月17日 19:00～20:30）
 - ・ 委員長及び職務代理者の互選
 - ・ 『第2期幕別町障がい福祉計画』の進捗状況について
 - ・ 『第3期幕別町障がい福祉計画』について（策定スケジュール）

○ 平成23年度

- 第1回（平成23年7月6日 19:00～19:45）
 - ・ 障がい福祉計画策定に係るアンケート調査について
 - ・ 『第3期幕別町障がい福祉計画』について（国の基本指針）
- 第2回（平成23年11月8日 18:57～20:10）
 - ・ 障がい福祉計画策定に係るアンケート調査結果について
 - ・ 『第3期幕別町障がい福祉計画』について（基本事項）
- 第3回（平成24年1月16日 18:58～19:32）
 - ・ 『第3期幕別町障がい福祉計画（素案）』について
- 第4回（平成24年2月29日 19:00～20:00）
 - ・ 幕別町障がい者福祉計画・第3期幕別町障がい福祉計画（案）に対するパブリックコメントの結果について
 - ・ 『第3期幕別町障がい福祉計画（案）』について

幕別町障がい者福祉計画
第3期幕別町障がい福祉計画

平成24年3月

編集・発行 〒089-0611 幕別町新町122番地1
幕別町保健福祉センター内
幕別町民生部福祉課

TEL 0155-54-3811

FAX 0155-54-3839